

# 青森県報

第二千九十一号

平成十五年六月二十五日(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………(労政・能力課) …… 一

### 告 示

平成十五年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領……………(財政課) …… 二

漁船保険付保義務の発生……………(農林水産所) …… 四

漁船保険付保義務の消滅……………(同) …… 四

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) …… 四

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告……………(同) …… 四

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) …… 五

右 同……………(同) …… 五

建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) …… 五

### 出先機関

青森県立海洋学院の短期研修……………(海洋学院) …… 六

### 選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) …… 六

公安委員会……………(道 路 課) …… 七

### 正 誤

指定講習機関の指定……………(運転免許課) …… 六

平成十五年五月三十日定例告示中……………(道 路 課) …… 七

## 規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県規則第五十九号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部

を次のように改正する。

第二条第二号中「地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十一条に規定する職業紹介活動」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十五条第一項に規定する広域職業紹介活動」に改め、同条第六号中「第一条第一項第八号イ(1)」を「第一条第一項第七号イ(1)」に改め、同条第七号中「児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいう。」を削り、同条第八号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第一条に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第一条第六号に規定する精神障害者」に改め、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改め、「手帳所持者」の下に「又は雇用対策法施行規則附則第七条第一項第一号イに規定する石炭鉱業離職者求職手帳所持者」を加え、同条を同条第十七号とし、同条第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「（昭和四十九年法律第十六号）」を削り、同条を同条第十三号とし、同条第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第三条第二項に規定する帰国被害者等であつて、本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第七条第一項第一号中「二百四十千円」を「二百四十千円」に、「二百五十千円」を「二百五十千円」に改め、同項第二号中「二百五十千円」を「二百五十千円」に改め、同条第五項を削る。

第九条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「若しく

は第四条第一項」を、「第四条第一項、第八条若しくは第九条」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、平成十五年七月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県職場適応訓練委託規則第七条の規定は、平成十五年七月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る青森県職場適応訓練委託規則第一条に規定する職場適応訓練（以下「職場適応訓練」という。）について適用し、適用日前の期間に係る職場適応訓練については、なお従前の例による。
- 3 平成十五年四月一日から適用日の前日までの間に職場適応訓練を行った青森県職場適応訓練委託規則第六条に規定する受託事業主に対して支払う同年六月分の委託料の額は、改正前の青森県職場適応訓練委託規則第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される委託料の額から、同年四月一日から適用日の前日までの間について同条により算定した委託料の額から同年四月一日から適用日の前日までの間について改正後の青森県職場適応訓練委託規則第七条の規定により算定した場合の委託料の額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

告

示

青森県告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成十五年六月十七日専決処分した平成十五年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀 安雄

## 平成15年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成15年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ817,313,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地 方 交 付 税	239,342,692	9,952	239,352,644
1	地 方 交 付 税	239,342,692	9,952	239,352,644
9	国 庫 支 出 金	155,369,905	8,692	155,378,597
2	国 庫 補 助 金	94,742,711	8,692	94,751,403
歳 入 合 計		817,294,692	18,644	817,313,336
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4	環 境 保 健 費	28,483,791	18,644	28,502,435
1	公 衆 衛 生 費	6,150,086	18,644	6,168,730
歳 出 合 計		817,294,692	18,644	817,313,336

青森県告示第四百三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
八戸市大字市川町字下揚一―二番地 橋 一 男	はちのへ
八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地一六五 福 嶋 一 雄	
八戸市大字湊町字大沢一八番地一―八 三 戸 満	

青森県告示第四百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十五年六月二十五日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

加入区の名称
はちのへ加入区

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 申請のあつた年月日  
平成十五年六月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人五能線活性化倶楽部
- 三 代表者の氏名  
小野 正文
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字安原二丁目一三の一〇
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、県民及び国内外の五能線に関心を寄せる人々に対して、五能線沿線の観光資源の調査、研究及び紹介と同沿線の自然環境保全を図る事業を行い、同時に五能線沿線の過疎地域に於ける保健・医療の改善をはかる活動及び五能線沿線の観光に携わる人材育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあった年月日  
平成十五年六月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人光の岬福祉研究会  
三 代表者の氏名  
太田 真

四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字笹森町三七の二一

五 定款に記載された目的  
この法人は、福祉を考え、実践しようとする者により、福祉に関する幅広い分野を対象に、調査研究および福祉増進を目指した活動を行うとともに、何らかの福祉サービスを必要とする人々が、心身ともに健やかに育成され、地域社会及び文化活動などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森南部土地改良区の定款の変更を平成十五年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

土地改良法の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を平成十五年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成十五年六月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年六月二十五日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 有限会社沼畑左官工業

二 代表者の氏名 沼畑 孝英

三 主たる営業所の所在地 八戸市旭ヶ丘二丁目二の三八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一一四二〇号

五 取消年月日 平成十五年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

左官、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県立海洋学院告示第一号

青森県立海洋学院条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十一号）第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月二十五日

青森県立海洋学院院长 横 山 勝 幸

課 程	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
船員資格取得 研修	平成十五年十月二十九日から同月三十一日まで	二十人	漁業に従事している者又は漁業を志す者	第二級海上特殊無線技士
担い手生涯教育 研修	平成十六年二月十七日から同月二十二日まで	二十人	漁業に従事している者又は漁業を志す者	二級小型船舶操縦士（五トン限定）
	平成十五年七月二十八日から同月二十九日まで	二十人	漁業に従事している者又は漁業を志す者	FRP材補修技術
	平成十六年一月八日から同月九日まで	二十人		結索技術

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

表中、

青森市ほろがけ福祉館	小柳六丁目二の七
青森市ほろがけ福祉館	小柳六丁目二の七
青森市民体育館	合浦二丁目九の一
郵便貯金地域文化活動支援施設ば・る・るプラザ青森	柳川一丁目二の一四
小泊村すくすくこども館	小泊村字小泊四二三
小泊村すくすくこども館	小泊村字小泊四二三
小泊村すくすくしたまえ館	小泊村字下前二〇七の二

を

に、

を

に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の四第一項の規定により次のと

おり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員  
会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年六月二十五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 名称 マルエス自工株式会社弘前モーターズスクール
  - 2 住所 弘前市大字和泉一丁目三番地の一
  - 3 代表者の氏名 新戸部八州男
- 二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
  - 1 事務所の名称 弘前モーターズスクール
  - 2 事務所の所在地 弘前市大字和泉一丁目三番地の一
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習
- 四 指定を行った年月日 平成十五年六月十八日

正 誤

平成一五年 第二一八〇号	発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	源藤城国有林二八三林班は <sub>2</sub>	源藤城国有林二七二林班は <sub>2</sub>
告 示			第三八七号	五	上	表中		
							誤	正

道 路 課

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭